

# 教育研究業績書

2020年10月27日

所属：経営学科

資格：講師

氏名：杉井 俊介

研究分野	研究内容のキーワード
公法学	憲法、行政法、行政訴訟法
学位	最終学歴
法務博士（専門職）	神戸大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学

教育上の能力に関する事項		
事項	年月日	概要
<b>1 教育方法の実践例</b>		
1. 裁判員のための法律入門（神戸松蔭女子学院大学）	2019年9月2020年3月	学部・学科を問わず、法律の基礎的知識を教授する一般教養科目である。
2. 日本法概説（神戸大学大学院法学研究科）	2016年6月2020年3月	修士課程に在籍する留学生を対象とした、日本法の基礎的知識を教授する授業である。
3. 学生に対する生活・教育指導	2016年6月2020年3月	週に2コマ程度、オフィスアワーを設け、研究室を開放した。この中で、学生の生活相談や、授業の履修・学習相談を行った。
4. ソクラテスメソッドの導入	2016年6月2020年3月	少人数クラスであることを活かし、学生との対話を重視したソクラテスメソッドを導入した。これにより双方向的な学習を実現するとともに、学生の理解を確認しつつ授業を進行することができた。
5. グループワークの実施	2016年6月2020年3月	最新の時事問題をテーマとした、グループワークを実施した。これは学生同士の議論を促し、学生全員が能動的に授業に参加することを目的とするものであり、学生からもディベート能力が高まったと好評であった。
6. 日本政治概説（神戸大学大学院法学研究科）	2016年6月2020年3月	修士課程に在籍する留学生を対象とした、日本政治の基礎的知識を教授する授業である。
<b>2 作成した教科書、教材</b>		
1. 授業レジュメ（日本法概説、日本政治概説、裁判員のための法律入門）	2016年6月	初めて法学及び政治を学ぶ生徒を対象に、図やグラフを用いて授業の概要を説明したものである。こうした図やグラフを用いたレジュメは、授業内容や論点の状況がわかりやすかったと学生から好評であった。
<b>3 実務の経験を有する者についての特記事項</b>		
1. 留学生に対する教育指導	2016年6月2020年3月	外国の他大学から受入れた交換留学生に対し、基礎的なレポートの書き方や法律科目の勉強方法を指導した。
2. 留学生に対する生活指導	2016年6月2020年3月	外国の他大学から受け入れた交換留学生に対し、日本での生活や大学での学生生活の送り方、授業を受ける際のマナーといった生活指導を行った。
<b>4 その他</b>		

職務上の実績に関する事項		
事項	年月日	概要
<b>1 資格、免許</b>		
<b>2 特許等</b>		
<b>3 実務の経験を有する者についての特記事項</b>		
1. 国際提携委員会委員	2016年6月2020年3月	国際提携業務を行う委員会の委員を務めた。これは他大学との交換留学協定の締結や、日本人学生の提携先大学への派遣と提携先大学の外国人留学生受入れのための選考を行うものである。
2. 法科大学院の修了	2011年3月	専門職学位課程（法科大学院）を修了した。これにより、主要な法律科目についての専門知識を修得した。
<b>4 その他</b>		

研究業績等に関する事項				
著書、学術論文等の名称	単著・共著書別	発行又は発表の年月	発行所、発表雑誌等又は学会等の名称	概要
<b>1 著書</b>				
<b>2 学位論文</b>				
<b>3 学術論文</b>				

研究業績等に関する事項

著書、学術論文等の名称	単著・ 共著書別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は学会等の名称	概要
<b>3 学術論文</b>				
1. 「県議会議長による発言取消命令の適否と法律上の争訟」	単	2019年2月	民商法雑誌154巻第6号	(概要) 本論文は地方議会の運営をめぐり、議員と議長間の紛争に対する最高裁判決を扱った判例評釈である。本評釈では、最高裁の理解する「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)の理解につき、地方議会における議長と議員間の法的関係を踏まえ、憲法及び裁判所法、さらには地方自治法に関する学説の理解や最高裁の先例を分析し、その整合性について考察を加えた。
2. 「日本における主観訴訟と客観訴訟の概念の系譜(三完)」	単	2016年4月	自治研究92巻4号	同上。(三)では、近時の学説の内容及びその傾向に焦点を当てたものである。
3. 「日本における主観訴訟と客観訴訟の概念の系譜(二)」	単	2016年3月	自治研究92巻3号	同上。(二)では、新憲法下の学説に焦点を当てたものである。
4. 「日本における主観訴訟と客観訴訟の概念の系譜(一)」	単	2016年2月	自治研究92巻2号	(概要) 今日の最高裁判決によれば、自治体が原告となって民事訴訟を提起することは憲法上の司法権(裁判所法でいう「法律上の争訟」)ではなく、原則的に許容されない(宝塚パチンコ条例事件判決)。この著名な判決は今日の日本の憲法及び行政法学上、強く批判され、実務上も問題とされているものの、その理論的論拠はこれまで不明確であった。本論文は、旧憲法下のものを含む憲法学・行政法学に関する文献を横断的に分析し、その起源及理論の変遷を学説上明らかにすることにより、憲法及び行政法的観点から最高裁の理論を克服する可能性を示した研究論文である。(一)では、特に旧憲法下の学説に焦点を当てたものである。
5. 「市の福祉事務職員による生活保護申請不受理、開始決定後の不履行、生活保護申請の自粛勧告の違法性が国家賠償請求上認められた事例」	単	2015年2月	自治研究91巻2号	(概要) 本論文は生活保護行政を対象とした国家賠償請求事件の判例評釈である。本評釈では、さいたま地裁に提出された訴訟資料や、当時事件を担当した弁護士へのヒアリングも含め、福祉事務職員的生活保護申請者に対する組織的・実務的対応の法的問題点につき、生活保護法及び国家賠償法を含む行政法的観点から分析を加えた。従来の行政法学説及び判例理論との整合性について検討し、結論として裁判所の理論構成について部分的に修正すべき必要性を述べた。

その他				
1. 学会ゲストスピーカー				
2. 学会発表				
3. 総説				
4. 芸術(建築模型等含む)・スポーツ分野の業績				
5. 報告発表・翻訳・編集・座談会・討論・発表等				
6. 研究費の取得状況				

学会及び社会における活動等

年月日	事項
1. 2019年11月	神戸大学公法研究会報告： 「公益擁護訴訟の課題－スタンディングの観点からみた日米比較」
2. 2016年	日本公法学会会員
3. 2014年4月	行政判例研究会報告 「市の福祉事務職員による生活保護申請不受理、開始決定後の不履行、生活保護申請の自粛勧告の違法性が国家賠償請求上認められた事例」
4. 2014年1月	神戸大学公法研究会報告： 「日本における主観訴訟と客観訴訟の概念の系譜」
5. 2012年	関西行政法研究会会員
6. 2012年	行政判例研究会会員